

岩手県監査委員告示第39号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県大船渡警察署

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成24年5月15日

(2) 本監査実施日 平成24年7月17日

3 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公舎料の還付に当たり、公舎退去後相当期間経過してから還付しているものが20件、221,632円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	公舎料の還付については、公舎の退去から公舎料還付に至るまでの一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが5件、410,521円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給については、旅行の完了から支給に至るまでの一連の会計事務手続の確認を強化し、適正な事務の執行に努めることとした。